

京都市市街地景観整備条例の一部を改正する条例（平成17年3月25日京都市条例第100号）（都市計画局都市景観部都市景観課）

景観法（以下「法」といいます。）の施行に伴い、美観地区（法に規定する景観地区をいいます。以下同じ。）内における建築物以外の工作物に関する制限を定める等の措置を講じるとともに、規定を整備することとしました。

主な内容は、次のとおりです。

1 美観地区内における建築物以外の工作物に関する制限

(1) 計画の認定

ア 美観地区内において第1類工作物（高さが1メートルを超える自動販売機又はこれに類する工作物及び面積の合計が5平方メートルを超える軒先テント又はこれに類する工作物をいいます。）又は第2類工作物（垣、柵、煙突、電波塔、高架水槽、彫像、観覧車その他の工作物（高さが1.5メートル以下であるものを除く。）で、市街地の景観に支障を及ぼすおそれがあるものをいいます。）の新築等又は模様替え等をしようとする者は、原則として、あらかじめ、その計画が(2)の基準に適合するものであることについて、市長の認定を受けなければならぬこととします。

イ 市長は、アの認定の申請があった日から30日以内に、当該申請に係る計画が(2)の基準に適合するかどうかを審査し、適合するものと認めたときは、申請者に認定証を交付しなければならぬこととします。

ウ イの認定証の交付を受けた後でなければ、アの申請に係る工作物の新築等又は模様替え等の工事は、することができないこととします。

(2) 形態、意匠等の制限

(1)アの申請に係る工作物は、意匠がけばけばしい色彩、過度の装飾その他周辺の町並みの景観に違和感を与えるものでないこと等の基準に適合しなければ

ならないこととします。

(3) 違反工作物に対する措置等

ア 市長は、(2)に違反した工作物があるときは、工事主、工事の請負人等に対し、当該工作物に係る工事の施工の停止を命じ、又は相当の期限を定めて当該工作物の改築、修繕、模様替え、色彩の変更その他違反を是正するために必要な措置を採ることを命じることができます。

イ 市長は、アの処分をした場合においては、標識の設置等により、その旨を公示しなければならないこととします。

ウ イの標識は、アの処分に係る工作物又はその敷地内に設置することができ、当該工作物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならないこととします。

エ アの措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命じられるべき者を確知することができず、かつ、その違反を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、市長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができます。

(4) 違反工作物の工事の請負人に対する措置

市長は、(3)アの処分をしたときは、当該処分に係る工作物の工事の請負人の氏名又は名称、住所等を、建設業法の定めるところにより当該請負人を監督する国土交通大臣又は都道府県知事に通知しなければならないこととします。

(5) 国の機関等に係る手続の特例

ア 国の機関等は、美観地区内において一定の工作物の新築等又は模様替え等をしようとするときは、当該工事に着手する前に、その計画を市長に通知しなければならないこととします。

イ 市長は、アの通知を受けた場合においては、当該通知を受けた日から30日以内に、当該計画が(2)の基準に適合するかどうかを審査し、適合するものと認めたときは、当該国の機関等に認定証を交付しなければならないこととします。

ウ イの認定証の交付を受けた後でなければ、工作物の新築等又は模様替え等の工事は、することができないこととします。

エ 市長は、国の機関等の工作物が(2)の基準に違反すると認める場合においては、直ちに、その旨を当該工作物を管理する国の機関等に通知し、(3)アの必要な措置を採るべきことを要請しなければならないこととします。

(6) 認定の表示等

ア 美観地区内の工作物の新築等又は模様替え等の工事の施工者は、当該工事現場の見やすい場所に、工事主、設計者、工事施工者及び工事の現場管理者の氏名又は名称並びに当該工事に係る計画について、(1)イ又は(5)イの認定があった旨の表示をしなければならないこととします。

イ 美観地区内の工作物の新築等又は模様替え等の工事の施工者は、当該工事に係る(1)イ又は(5)イの認定を受けた計画の写しを当該工事現場に備えて置かなければならないこととします。

2 京都市美観風致審議会の意見の聴取

法の規定による景観計画の策定及び変更をしようとするときは、あらかじめ、京都市美観風致審議会の意見を聴かなければならぬこととします。

3 規定整備

その他必要な規定の整備を行います。

4 罰則

(1) 1(1)ア及びウ並びに1(3)アの命令に違反した者に対し、罰金刑を科すること

とします。

- (2) 条例の規定又はこれに基づく処分に違反した者に対する罰則を、法に準じて改定することとします。

5 経過措置

3の措置及び罰則の適用に関し必要な経過措置を定めます。

この条例は、法附則ただし書に規定する日から施行することとしました。

京都市市街地景観整備条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成17年3月25日

京都市長 棚 本 賴 兼

京都市条例第100号

京都市市街地景観整備条例の一部を改正する条例

京都市市街地景観整備条例の一部を次のように改正する。

目次中「第15条」を「第15条の5」に、「第61条」を「第62条」に改める。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 美観地区 景観法（以下「法」という。）第61条第1項の規定による景観地区をいう。

第2条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 公共施設 法第7条第4項に規定する公共施設をいう。

第6条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第2号中「道路、河川、公園その他の公共の用に供する施設（以下「」及び「」という。）」を削る。

第7条の見出しを「（計画の認定）」に改め、同条第1項表以外の部分を次のように改める。

美観地区内において次の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる行為をしようとする者は、別に定めるところにより、あらかじめ、その計画が、次条第1項各号に掲げる基準に適合するものであることについて、申請書を提出して市長の認定を受けなければならない。当該認定を受けた建築物の計画を変更して新築等又は模様替え等をしようとする場合も、同様とする。

第7条第2項中「美観」を「良好な景観」に、「前項」を「法第63条第1項又は第66条第3項」に、「承認」を「認定」に改め、同条に次の1項を加える。

3 美観地区内における行為で法第63条第1項又は第66条第3項の規定による認定を要するものについては、第1項の規定は、適用しない。

第8条の見出し中「承認」を「認定」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「承認」を「認定」に改め、「の各号」を削る。

第9条中「第7条第1項」を「法第63条第1項又は第66条第3項」に、「承認」を「認定」に、「当該承認」を「当該認定」に改め、同条の次に次の1条を加える。
(認定を要しない建築物)

第9条の2 法第69条第1項第5号に規定する良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがない建築物は、次に掲げる建築物とする。

- (1) 新築等及び模様替え等のいずれにも該当しない行為に係る建築物
- (2) 次の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる高さ以下の建築物

第 3 種 地 域	10 メートル
第 4 種 地 域	12
第 5 種 地 域	15

- (3) 第23条第1項に規定する歴史的景観保全修景地区内の建築物及び第32条第1項に規定する界わい景観整備地区内の建築物(第35条第1項の規定による認定を要するものに限る。)

- (4) 第43条第1項に規定する歴史的意匠建造物
- (5) 第1類工作物、第2類工作物又は第15条の5第1項に規定する高架工作物に該当する建築物
- (6) 建築基準法第6条第2項の規定により同条第1項の規定による確認を受けることを要しない建築物
- (7) 公公用空地から見えない建築物
- (8) 消防又は水防の用に供する望楼、警鐘台その他これらに類する建築物

(9) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為に係る建築物

(10) 工事、祭礼又は慣例的行事のために必要な仮設の建築物

第10条中「第7条第1項」を「法第63条第1項又は第66条第3項」に、「承認」を「認定」に、「第8条第1項第2号から第5号までに掲げる基準」を「当該美観地区に関する都市計画において定められた法第61条第2項第1号に掲げる事項」に改める。

第11条の見出しを「（計画の認定）」に改め、同条第1項表以外の部分を次のように改める。

美観地区内において次の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる行為（通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で別に定めるものを除く。）をしようとする者は、別に定めるところにより、あらかじめ、その計画が、次条第1項各号に掲げる基準に適合することについて、申請書を提出して市長の認定を受けなければならない。当該認定を受けた工作物の計画を変更して新築等又は模様替え等をしようとする場合も、同様とする。

第11条第2項中「前項」を「第1項」に、「承認をする場合」を「認定」に改め、同項を同条第5項とし、同条第1項の次に次の3項を加える。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合においては、当該提出があった日から30日以内に、申請に係る工作物の計画が次条第1項各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて当該基準に適合するものと認めたときは、当該申請書を提出した者（以下この条において「申請者」という。）に認定証を交付しなければならない。

3 市長は、前項の規定により審査をした場合において、申請に係る工作物の計画が次条第1項各号に掲げる基準に適合しないものと認めたとき、又は当該申請書の記載によっては当該基準に適合するかどうかを決定することができない正当な理由が

あるときは、その旨及びその理由を記載した通知書を前項の期間内に申請者に交付しなければならない。

4 第2項の認定証の交付を受けた後でなければ、同項の工作物の新築等又は模様替え等の工事（別に定める工事を除く。）は、することができない。

第12条の見出しを「（形態、意匠等の制限）」に改め、同条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

前条第1項の規定による申請に係る工作物は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

第15条中「新築等」の右に「又は模様替え等」を加え、第2章第3節中同条を第15条の5とする。

第14条中「第11条第1項」を「第11条第2項又は第15条第3項」に、「承認」を「認定」に改め、同条を第15条の4とする。

第13条中「第11条第1項」を「第11条第2項又は第15条第3項」に、「承認」を「認定」に、「当該承認」を「当該認定」に改め、同条を第15条の3とする。

第12条の次に次の4条を加える。

（違反工作物に対する措置）

第13条 市長は、前条第1項の規定に違反した工作物があるときは、工事主（工作物の新築等又は模様替え等をする者をいう。以下この節において同じ。）、当該工作物の新築等若しくは模様替え等の工事の請負人（請負工事の下請人を含む。以下この節において同じ。）若しくは現場管理者又は当該工作物の所有者、管理者若しくは占有者に対し、当該工作物に係る工事の施工の停止を命じ、又は相当の期限を定めて当該工作物の改築、修繕、模様替え、色彩の変更その他当該規定の違反を是正するために必要な措置を採ることを命じることができる。

2 市長は、前項の規定による処分をした場合においては、標識の設置その他別に定

める方法により、その旨を公示しなければならない。

3 前項の標識は、第1項の規定による処分に係る工作物又はその敷地内に設置することができる。この場合においては、同項の規定による処分に係る工作物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

4 第1項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命じられるべき者を確知することができず、かつ、その違反を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、市長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。

5 前項の措置を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求

があった場合においては、これを提示しなければならない。

(違反工作物の工事の請負人に対する措置)

第14条 市長は、前条第1項の規定による処分をしたときは、当該処分に係る工作物の工事の請負人の氏名又は名称及び住所その他別に定める事項を、建設業法の定めるところにより当該請負人を監督する国土交通大臣又は都道府県知事に通知しなければならない。

(国又は地方公共団体の工作物に対する認定等に関する手続の特例)

第15条 国又は地方公共団体の工作物については、第11条から前条までの規定は適用せず、次項から第5項までに定めるところによる。

2 国の機関又は地方公共団体（以下この条において「国の機関等」という。）は、美観地区内において第11条第1項の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲

げる行為（通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で別に定めるものを除く。）

をしようとするときは、当該行為に着手する前に、その計画を市長に通知しなければならない。

3 市長は、前項の通知を受けた場合においては、当該通知を受けた日から30日以内に、当該通知に係る工作物の計画が第12条第1項各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて、当該基準に適合するものと認めたときには、当該通知をした国や機関等に対して認定証を交付し、当該基準に適合しないものと認めたとき、又は当該基準に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときにあってはその旨及びその理由を記載した通知書を当該通知をした国や機関等に対して交付しなければならない。

4 第2項の通知に係る工作物の新築等又は模様替え等の工事（別に定める工事を除く。）は、前項の認定証の交付を受けた後でなければ、することができない。

5 市長は、国又は地方公共団体の工作物が第12条第1項の規定に違反すると認められる場合においては、直ちに、その旨を当該工作物を管理する国や機関等に通知し、第13条第1項に規定する必要な措置を採るべきことを要請しなければならない。
(工事現場における認定の表示等)

第15条の2 美観地区内の工作物の新築等又は模様替え等の工事（第11条第2項又は前条第3項の規定による認定を受けたものに限る。次項において同じ。）の施工者は、当該工事現場の見やすい場所に、別に定めるところにより、工事主、設計者（その者の責任において、設計図書を作成した者をいう。以下この項において同じ。）、工事施工者（工作物に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。）及び工事の現場管理者の氏名又は名称並びに当該工事に係る計画について第11条第2項又は前条第3項の規定による認定があった旨の表示をしなければならない。ただし、設計者の表示については、やむを得ない事情により、

表示することが困難であると認められるときは、この限りでない。

2 美観地区内の工作物の新築等又は模様替え等の工事の施工者は、当該工事に係る第11条第2項又は前条第3項の規定による認定を受けた計画の写しを当該工事現場に備えて置かなければならない。

第16条第2項中「第8条第1項第8号」を「第8条第1項第7号」に改める。

第25条の見出しを「（計画の認定）」に改め、同条第1項を次のように改める。

歴史的景観保全修景地区内において建築物又は第1類工作物若しくは第2類工作物の新築等又は模様替え等（通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で別に定めるものを除く。）をしようとする者は、別に定めるところにより、あらかじめ、その計画が、次条各号に掲げる基準に適合するものであることについて、申請書を提出して市長の認定を受けなければならない。当該認定を受けた建築物又は第1類工作物若しくは第2類工作物の計画を変更して新築等又は模様替え等をしようとする場合も、同様とする。

第25条第2項中「承認」を「認定」に改める。

第26条の見出し中「承認」を「認定」に改め、同条各号列記以外の部分中「承認」を「認定」に、「其他の工作物」を「又は第1類工作物若しくは第2類工作物」に改め、「の各号」を削る。

第27条中「承認」を「認定」に、「当該承認」を「当該認定」に改める。

第28条中「承認」を「認定」に改め、「第2章第2節」の右に「（第9条の2を除く。）」を加える。

第30条中「承認」を「認定」に改める。

第33条第2項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第2号中「承認」を「認定」に改める。

第35条の見出しを「（計画の認定）」に改め、同条第1項を次のように改める。

界わい景観整備地区内において建築物又は第1類工作物若しくは第2類工作物の新築等又は模様替え等（通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で別に定めるものを除き、界わい景観整備計画において市長の認定を要することとされたものに限る。）をしようとする者は、別に定めるところにより、あらかじめ、その計画が、次条各号に掲げる基準に適合するものであることについて、申請書を提出して市長の認定を受けなければならない。当該認定を受けた建築物又は第1類工作物若しくは第2類工作物の計画を変更して新築等又は模様替え等をしようとする場合も、同様とする。

第35条第2項中「承認」を「認定」に改める。

第36条の見出し中「承認」を「認定」に改め、同条各号列記以外の部分中「承認」を「認定」に、「其他の工作物」を「又は第1類工作物若しくは第2類工作物」に改め、「の各号」を削る。

第37条中「承認」を「認定」に、「当該承認」を「当該認定」に改める。

第38条中「承認」を「認定」に改め、「第2章第2節」の右に「（第9条の2を除く。）」を加える。

第41条中「承認」を「認定」に改める。

第45条第2項中「承認した」を「許可した」に改める。

第50条中「第7条第1項」を削り、「承認」を「認定」に改め、「第8条第1項第1号及び」を削る。

第51条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第8号中「承認」を「許可」に改め、同号を同条第11号とし、同条第7号中「第7条第1項」を「法第63条第1項又は第66条第3項」に、「承認」を「認定」に改め、同号を同条第10号とし、同条第6号を削り、同条第5号を同条第6号とし、同号の次に次の3号を加える。

(7) 建築基準法第68条第1項第2号の規定による許可

(8) 第12条第1項第1号ただし書又は第2号ただし書の規定を適用して行う第1
1条第1項の規定による認定

(9) 第26条第3号ただし書の規定を適用して行う第25条第1項の規定による認
定

第51条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とする。

第51条第1号中「第6条第1項」を「法第61条第1項」に改め、「の種別」を削り、同号を同条第2号とし、同条に第1号として次のように加える。

(1) 法第8条第1項の規定による景観計画の策定及び変更

第52条各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に、「承認」を「認定若しくは許可」に改め、同条第1号中「規定」の右に「（第2章第2節及び第3節（第15条の5を除く。）の規定を除く。次号において同じ。）」を加え、同条第2号中「承認」を「認定又は許可」に改める。

第58条及び第59条を次のように改める。

第58条 第52条の規定による命令（第25条又は第35条の規定に係るもので、建築物に係るものに限る。）に違反した者は、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

第59条 次の各号のいずれかに該当する者は、500,000円以下の罰金に処する。

(1) 第11条第1項の規定に違反して、申請書を提出せず、又は虚偽の申請書を提出した者

(2) 第11条第4項の規定に違反して、同項の工作物の新築等又は模様替え等の工事をした者

(3) 第25条第1項又は第35条第1項の規定に違反した者

(4) 第13条第1項の規定による命令又は第52条の規定による命令（第25条又

は第35条の規定に係るもので、第1類工作物又は第2類工作物に係るものに限る。)に違反した者

第61条中「前3条」を「第58条から前条まで」に、「刑」を「罰金刑」に改め、同条を第62条とする。

第60条各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同条第1号中「第13条」を「第15条の3」に改め、同条を第61条とする。

第59条の次に次の1条を加える。

第60条 第15条の2若しくは第45条第1項の規定又は第52条の規定による命令（第45条第1項の規定に係るものに限る。）に違反した者は、300,000円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、景観法附則ただし書に規定する日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の京都市市街地景観整備条例（以下「改正前の条例」という。）第25条第1項、第35条第1項及び第45条第2項の規定による承認の申請を行った者であって、この条例の施行の際承認又は不承認の処分を受けていないものは、改正後の条例第25条第1項、第35条第1項及び第45条第2項の規定による認定又は許可の申請を行った者とみなす。

3 この条例の施行の日前に改正前の条例第25条第1項、第35条第1項及び第45条第2項の規定による承認を受けた者は、改正後の条例第25条第1項及び第35条第1項並びに第45条第2項の規定による認定又は許可を受けた者とみなす。

4 この条例の施行の日前に改正前の条例第33条の規定に基づき定められた界わい景観整備計画中同条第2項第2号に掲げる事項は、改正後の条例第33条第2項第

2号に掲げる事項とみなす。

5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(都市計画局都市景観部都市景観課)